

## 5 宮城県市町村合併推進構想（平成17年度）

平成17年4月より施行された合併新法において、都道府県は、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会の設置勧告等、従来に増して重要な役割の位置付けがなされた。

本県においては、先に述べた「宮城県市町村合併推進要綱」を考慮しながら、県内各地で合併についての具体的な検討や協議が自主的・主体的に進められた結果、9つの新しい市町が誕生し、県内の市町村は71から36に大きく再編された一方、諸事情により合併が進展しなかった市町村や合併しない選択をした市町村が27団体残ることになり、圏域毎の進ちょく状況にも大きな差異が生じる結果となった。

これらの状況を踏まえ、引き続き自主的な市町村合併を推進する必要があることから、後述する「みやぎ新しいまち・未来づくり審議会」の答申結果に基づき、平成18年3月に「宮城県市町村合併推進構想」を策定した。

構想では、市町村合併の推進に関する県の基本的な考え方や市町村合併に対する県の支援策を示したほか、本県における市町村合併の組合せを地域での検討・協議の経過や熟度等を考慮し「新法下での合併を推進すべき市町村の組合せ」、「新法下での合併が望ましい市町村の姿」等に区分し、区分に応じ県として適切な対応を行うことを規定した。

※宮城県市町村合併推進構想は「第4章 参考資料5（P220）」参照